

教育支援資金

教育支援費・就学支度費

生活福祉資金(教育支援資金)

- 他の資金借り入れが困難な低所得世帯を対象に、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程含む。以下「高等学校」という。）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程含む。）又は高等専門学校に就学するのに必要な経費、または同校の入学に際し必要な経費について、生計の負担を考え、必要最小限の資金を貸し付けるものです。
- 公的給付や他の貸付制度（例えば、国の教育ローン、日本学生支援機構第一種奨学金、愛知県高等学校等奨学金、母子父子寡婦福祉資金など）を優先して活用いただきます。活用できない場合は、その理由もお伺いします。
- 他の負債の借り換えは対象外です。
- 借り入れ申込時から償還完了まで「社会福祉協議会」と「民生委員」が世帯の支援に関わります。
- 単に金銭の必要性のみで貸付を行うのではなく、資金を必要とする事情、家計の収支、将来の見通しなど日常生活への支援についても考慮しながら貸付の審査を行いますので、申し込みから貸付決定まで1ヶ月以上の期間を要することがあります。
- 就学する方が借受人となります。当該者は主に未成年であることから、生計中心者が連帯債務を負担する連帯借受人として加わっていただきます。
- 原則として連帯保証人は不要ですが、審査の段階で必要に応じて連帯保証人を求めることがあります。連帯保証人は借受人及び連帯借受人と連帯して借入金の償還義務を負います。
- 貸付利子は無利子です。

教育支援資金 教育支援費・就学支度費

資金の目的	貸付限度額	償還期間
教育支援費 高等学校・大学（短期大学及び専修学校の専門課程含む。） 又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	ア. 高等学校 月額3.5万円以内 イ. 高等専門学校 月額6万円以内 ウ. 短期大学（専修学校専門課程を含む） 月額6万円以内 エ. 大学 月額6.5万円以内 ※特に必要と認める場合に限り、 貸付限度額の1.5倍の額まで貸付可能。	20年以内
就学支度費 高等学校・大学（短期大学及び専修学校の専門課程含む。） 又は高等専門学校の入学に際し必要な経費	50万円以内	

※償還期間は、据置期間（卒業後6ヶ月以内）経過後の期間です。

生活福祉資金 貸付制度のご案内

福祉資金

福祉費・緊急小口資金

教育支援資金

教育支援費・就学支度費

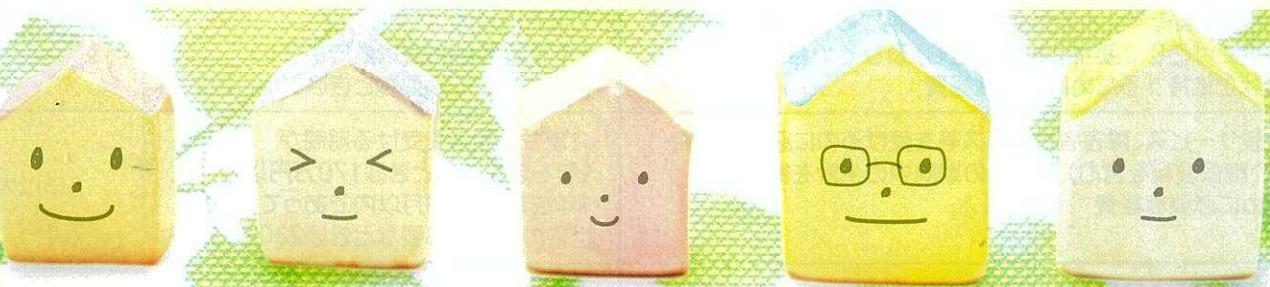
この貸付制度は、他の資金借り入れが困難な所得の低い世帯や、障害者・高齢者のいらっしゃる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援することを目的とするものです。

申し込みにあたってご注意いただきたいこと

- この制度は資金の貸付による世帯の支援です。会社組織や団体は対象外です。
- 貸付金は給付ではありません。償還計画に基づき計画的に償還（返済）していただきます。償還期限を超えた場合は延滞利子が発生します。
- 貸付には審査があります。申請書類の不備や、書類内容に矛盾がある場合は審査が遅れることがあります。また、申し込み後に追加資料を求める場合があります。
- 審査により貸付の目的を達成する見込みがないと判断した場合、資金の貸付は行いません。なお、審査において「不承認」となった場合、その理由はお答えしませんのでご了承ください。
- 金融機関が行う貸金業とは趣旨が異なりますのでご注意ください。

以下は申し込み対象外です

- 居住地と住民票が異なる場合、特定の住居を有しない場合
- 貸付後の償還が見込めない場合（例：生活福祉資金を長期滞納中、生活福祉資金貸付の連帯保証人となっている、多額の負債を抱えている、税金・保険料を長期滞納中、債務の法的整理中または整理予定があるなど）
- 単に生活費の不足を理由とする場合、慢性的に生活困難な世帯
- 生計中心者ではない方からの申し込み（ただし、教育支援資金は就学する当該者からの申し込みとなります。）
- 交通事故等による貸付は行いません。



このリーフレットは、貸付条件の全てを記載したものではありません。
詳細につきましては、お住まいの市区町村社会福祉協議会へお問い合わせください。

